

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称
水戸市見和市民センター運営審議会
- 2 開催日時
令和8年6月25日（木） 午後1時30分から2時15分まで
- 3 開催場所
水戸市見和市民センター 会議室
- 4 出席した者の氏名
 - （1）委員
加藤 時雄、関内 礼子、折本 教江、大谷 一宏、篠崎 裕子、木野内 喜久恵
 - （2）執行機関
藤田 竜一、仁平 美咲
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - （1）令和7年度事業報告について (公開)
 - （2）令和7年度市民センター利用状況について (公開)
 - （3）令和8年度水戸市市民センター運営方針及び重点目標案について (公開)
 - （4）令和8年度事業計画案について (公開)
 - （5）令和8年度定期講座開設状況について (公開)
 - （6）その他 (公開)
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る）
0人
- 8 会議資料の名称
令和8年度第1回水戸市見和市民センター運営審議会
市民センター利用における有料化について

9 発言の内容

執行機関 定刻になりましたので、ただいまより、令和8年度第1回水戸市見和市民センター運営審議会を開催いたします。

皆様方には、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本来ですと、議事に入らせていただく前に委員の皆様へ委嘱状の交付をする運びなのですが、諸事情によりまして、本日御準備ができておりませんことお詫び申し上げます。委嘱状につきましては、準備ができ次第交付させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

そのため口頭による御説明となり恐縮ですが、委員の任期につきましては、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、会長及び副会長の選出ですが、水戸市市民センター条例第11条第3項に基づき、委員の皆様の互選により、選出いただきたいと思っております。

――委員 会長には、――委員。副会長には、――委員が適任だと思っておりますので、推薦します。

執行機関 その他御意見がないようでしたら、ただいま御推薦をいただきました両委員に会長及び副会長をお願いするということでしょうか。

(各委員から「異議なし」との声あり)

執行機関 それでは、会長を――委員に、副会長を――委員をお願いしたいと思います。お二人を代表して――会長から御挨拶をいただきたいと思っておりますので、――会長よろしくお願いいたします。

(会長挨拶)

――会長、ありがとうございました。

ここで、協議に入ります前に、委員の出席状況について御報告いたします。本日、委員定数の2分の1以上であります6名の御出席をいただいておりますので、市民センター条例第12条

第2項に規定する当審議会の開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

また、水戸市附属機関の公開に関する規定に基づき、会議録を作成するにあたり、署名人が必要となります。そこで、――委員と――委員のお二人に署名人をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(両委員、承諾)

御承諾いただきありがとうございます。

なお、会議録作成にあたりまして、会議の内容を録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、水戸市市民センター条例第12条第1項の規定により、――会長に会議の議長となつていただき、議事進行をお願いいたします。

議長 これより、本日の議事進行を務めさせていただきますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。それでは、議事の(1)から(6)まで事務局から一括で説明をお願いします。

執行機関 (会議資料に基づき、議事(1)から(6)まで説明)

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、何か御意見・御質問等があれば、よろしくお願いいたします。

――委員 令和7年度の事業報告で説明のあったコミュニティプランについて、発行部数が7,000部とのことですが、こういったところに配布されたのか。

執行機関 約半数は、地区の自治会・町内会加入世帯に配布させていただきました。また、校長先生からお話がありまして梅が丘小学校の児童の皆さんや先生方にお配りさせていただいたり、社協梅が丘支部の役員の方々にもお配りしております。そのほか市民センター窓口に設置させていただいております。

――委員 梅が丘小学校に勤務する教師として、地区がどのような思いを込めてこのコミュニティプランをまとめたのか知っておきたいと考え、冊子をいただきたいと地区会長にお願いしました。

——委員 新しく策定したコミュニティプランをできるだけ多くの方に知っていただいて、梅が丘地区に住んでみたいと思ってもらえるようなPR効果があると良いと思います。

——委員 市民センター利用における有料化について説明があったが、見和市民センターだけではなく、市内すべての市民センターで検討を行っているということでしょうか。また、有料化の対象となる団体について、市内居住者の割合が7割未満の団体という基準はどのような根拠で決めたのか、そして、その基準に該当する団体は、現在どれくらいあるのでしょうか。

執行機関 お見込みのとおり、市内全ての市民センター利用について有料化を検討しております。また7割の基準については、施設有料化における県内自治体の運用実績を参考にしております。有料化の対象となる市外団体数については、現在の登録数ですと、全体の34パーセントに当たる374団体になります。

——委員 市内居住者ということは、あくまで水戸市に住んでいる人であって、市外からの通勤・通学者を除くという理解でよろしいか。

執行機関 お見込みのとおりです。

——委員 すぐには難しいと思うが、市民センターの利用について、市内居住者の中でも自治会・町内会に加入している人とそれ以外の人について差別化してもらいたい。例えば、マンションやアパートに住んでいる人で自治会等に入っていない人も多くなっているが、集合住宅に住んでいる未加入世帯の増加も自治会等加入率減少に大きく影響している。自治会等に参加してもらう動機付けの一つとなるよう、自治会等に参加することで市民センターをより優先的に利用できるような方策についても検討いただきたい。

執行機関 現行でも、地区の自治会・町内会が市民センターを利用する場合、予約管理システムを通さず一般利用者よりも早い時期から部屋の予約が可能となっております。一方、自治会等に参加していないマンションの管理組合などは、一般利用者と同じ取扱いとなっていることから差別化は図られておりますが、今後

の有料化に伴い、自治会等加入率減少に歯止めをかけるような提言があれば、引き続き御意見をいただければと思います。

——委員 利用団体の住所確認の方法を教えてください。

執行機関 新規登録や年度ごとの更新手続きの際、団体の調査票とともに氏名と住所を記載する名簿の提出をいただいております。名簿により市内か市外かを判別し、市外と判定された団体には、クレジットカード決済又はコンビニ払いで使用料を納めていただくことになります。また使用料額については、部屋の種類や時間帯に応じて設定する予定です。

——委員 利用団体の市内・市外利用者の割合が年度途中で変わる場合はどうするのですか。

執行機関 年度途中に団体構成員の加入・脱退、又は転居等があると想定されるため、提出後の名簿の内容に変更があった場合、都度名簿を差し替えていただくよう利用者に説明をしております。そのため、年度途中でも市内から市外団体に変更、又はその逆もあると思われます。

——委員 市民センターの予約方法は、すべてオンライン予約ですか。地元の市民センターを利用する地域住民には高齢者も多く、中にはオンライン予約に不慣れな方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

執行機関 地区会やその関連団体、自治会・町内会などについては窓口やお電話にて申請を受け付けております。

予約管理システムに関しては、導入から1年以上が経過し、順調に稼働しているところではございますが、利用者にとってさらに使いやすいシステムとなるよう適宜見直しを行うとともに、引き続き周知・案内等を丁寧に続けてまいります。

議 長 ほかに、御意見等がないようでしたら、委員の皆様には、今後とも見和市民センターの運営について御理解と御協力をお願いしまして、審議を終了します。ありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局にお返しします。

執行機関

会長、議事進行ありがとうございました。また委員の皆様も長時間にわたりまして、御審議いただき、誠にありがとうございました。本日、皆様方からいただきました貴重な御意見を踏まえ、今後の市民センター事業を展開してまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回水戸市見和市民センター運営審議会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。